

各国の地方政府の役割分担

Local Authority Functions

1 単一制国家・融合型/ Unitary・Integrated	
(1) 日本/ Japan	2
(2) 韓国/ Korea	2
(3) フランス/ France	3
(4) オランダ/ Netherlands	3
2 単一制国家・分離型/ Unitary・Separated	
(1) スウェーデン/ Sweden	4
(2) 英国 (イングランド例) / UK (England)	4
3 連邦制国家・融合型/ Federal・Integrated	
(1) ドイツ/ Germany	5
(2) スイス/ Switzerland	5
(3) ベルギー (全域) / Belgium (Overall)	6
(4) ベルギー (フラーンデレン地方) / Belgium (Flanders)	6
4 連邦制国家・分離型/ Federal・Separated	
(1) アメリカ/ U.S.A.	7
引用文献等/ Bibliography	8

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	単一制国家・融合型/ Unitary・Integrated	
	日 本/ Japan	韓 国/ Korea
広域自治体	<p>*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道(その他)、都道府県、河川(一級河川の一部・二級河川)。 ・高等学校、小中学校教員の給与・人事、私学助成(～高校)。 ・生活保護(町村の区域)、児童福祉、保健所、警察、職業訓練など。 	<p>*3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その管轄区域の自治事務および法令により地方自治団体に委任された事務を処理することになっており、そのうち、特別市・広域市・道は、広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎自治団体の処理が不適当な事務といった、各地方自治団体の共通的な事務についての権限を持っている
中間自治体	(該当なし)	(該当なし)
基礎自治体連携	<p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈広域連合〉 後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理など。 〈一部事務組合〉 ごみ処理、し尿処理、消防、救急など。 〈協議会〉 広域行政圏計画の策定等、小中学校の運営、社会教育など。 〈機関等の共同設置〉 介護保険認定審査、公平委員会、障害区分認定審査など。 〈事務の委託〉 公平委員会、住民票の写し等の交付、競輪・競馬・競艇など。 	<p>*3</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈行政協議会〉 ・広域行政協議会が7圏域(22自治体が参加)、基礎行政協議会が53圏域(221自治体が参加)設置されている。 〈地方自治団体組合〉 ・2経済自由区域と4組合が設置されている。 〈地方自治体間の協力事業〉 ・法定化されていない広域連携の方式。 ・上水道管理、下水処理、廃棄物処理、地域開発など
基礎自治体	<p>*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画等(用途地域、都市施設)、市町村道、準用河川。 ・小・中学校、幼稚園。 ・生活保護(市の区域)、国保、介護保険、ごみ・し尿処理、戸籍、消防など。 	<p>*3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治団体が処理する事務のうち、広域自治団体が処理する事務を除いたもの (生活保障に関する審査・支給業務、社会福祉施設の設置・運営、清掃・汚物の収去及び処理、保健所の設置・運営、都市計画事業の施行、地方道・市郡道の新設・改修及び維持、上下水道の設置及び管理、幼稚園・小中高等学校等の設置・運営及び指導、図書館・運動場等文化施設の設置・管理など) ・人口50万人以上の市は、道の事務のうち18事務を直接処理できる。 ・自治区の区域では、一般廃棄物処理施設の設置・運営、都市計画に関する事務、12m以上の道路の維持・管理、上下水道事業などが特別市・広域市に属している。
事務の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する(地方自治法第2条第2項)。 	<p>*3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治団体は、その管轄区域の自治事務及び法令により地方自治団体に属する事務を処理する。(地方自治法第9条) ・広域自治団体の事務は、各地方自治団体の共通的な事務(広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎自治団体の処理が不適当な事務等)であり、基礎自治団体の事務はこれ以外を行う。 ・この事務の種類は大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で競合しないよう、市・郡及び自治区に優先配分する。 ・事務が競合する場合には、市・郡及び自治区において優先的に処理する(地方自治法第10条)

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	単一制国家・融合型/ Unitary・Integrated	
	フランス/ France	オランダ/ Netherlands
広域自治体	*1 ・国土開発、運輸・交通、教育(高校・高等教育)、職業訓練・実習、経済振興など。	*5 ・プロヴィンスは、国の政策の執行と地方自治体の監督を主な役割としている。 ・具体的な執行業務としては、道路と公共交通、土地開発、住宅政策(広域計画)、治水委員会の管理、青少年のケア、環境保護など。
中間自治体	*1 ・道路、教育(中学校)、社会福祉、生活保護・就業支援、衛生など。	(該当なし)
基礎自治体連携	*4 〈コミュン事務組合〉 ・上下水道、地域開発、ごみの収集・処理など。 〈コミュン共同体〉 ・義務的権限: 地域開発、経済開発 ・選択的権限: 環境保護・開発、住宅・生活環境政策、道路建設・維持管理など。 〈都市圏共同体〉 ・義務的権限: 経済開発、地域整備、住宅政策、都市政策。 ・選択的権限: 道路、上下水道、環境政策、文化及びスポーツ施設。 〈大都市共同体〉 義務的権限: 経済、社会、文化分野に関する開発及び整備、地域整備、住宅政策、都市政策、共同サービス(上下水道、葬儀、消防、救助)、環境政策。	*6 〈ウォーターボード〉 治水管理、水量管理、水質管理、水路・道路管理。 *5 〈広域公共団体〉 経済開発、住宅政策、環境、広域計画、交通・運輸など。 〈共同規約法に基づく広域連携〉 消防、緊急輸送、廃棄物処理、成人教育など。
基礎自治体	*1 ・都市計画、道路、教育(小学・就学前教育)、警察(大都市)、ゴミ処理など。	*5 ・市街地計画、住宅政策、都市道路交通、都市鉄道交通、港、電気、水道、ガス、農林漁業(州と共管)、商業(国・州と共管)、観光(州と共管)。 ・建物・教職員、就学前教育、初等・中等教育、職業・技術訓練、高等教育(国と共管)、成人教育、劇場・博物館・図書館(国と共管) ・病院・ケアホーム(国・州と共管)、家族福祉サービス、福祉施設、社会保障(国と共管)、廃棄物収集(州と共管)、警察(国と共管)、消防(国と共管)など。
事務の根拠	*1 ・3層の地方団体は、管轄権のある区域において、あらゆる公共事務を自由に行うことのできる一般的権限を有する。 ・ただし国・地方間、各層間の事務配分は、行政分野ごとに、個別法によって規定されているか、地方自治体法典に規定されている。	*5 ・州知事及び地方自治体の長は国王の勅命によって任命され、特に州知事には国の機関としても機能することが求められている。 ・州及び地方自治体は自治権に基づく事務のほか、国から委任された多くの事務を執行している。 ・特に地方自治体は、州及び国の政策を遂行し、または遂行にあたって協力する義務を負い、上級機関の政策を遂行する直接の責任者として助役(wethouder)を置いている。

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	単一制国家・分離型/ Unitary・Separated	
	スウェーデン/ Sweden	英国(イングランド例)/ UK (England)
広域自治体	<p>*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(ランスタイング)は地域交通、医療・衛生サービスの供給など。 ・レギオンは、元来国の事務でもある地域発展計画に関わる地域経済等も所管。 ・レーンでは、地域の発展計画、環境政策、許認可事務を実施。 	<p>*9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈ユニタリーの場合(一層制)〉 カウンティとディストリクトの機能を併せ持つ。 ・〈大都市圏ディストリクトの場合(一層制)〉 カウンティとディストリクトの機能を併せ持つ。 ・〈首都ロンドンの場合〉広域自治体であるグレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)が、警察、消防・救急、公共交通、文化、戦略的計画等の事務を行う。 ・グレーター・マンチェスター合同行政機構(GMCA)が、2011年4月1日に設置された。GMCAの主な役割は、重要な経済開発、地域再開発、交通施策の調整などである。
中間自治体	(該当なし)	(該当なし)
基礎自治体連携	(該当なし)	<p>*9</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈事務組合〉 ・単独の地方自治体では実施困難な業務を、複数の地方自治体で連携して処理するために設立される共同組織として、事務組合がある。(以下は、イングランド・ウェールズにおける事務組合の権能)。 ・大都市圏では、公共交通、ごみ処理、警察、消防・救急などの事務を行う。 ・地方圏では、警察、消防・救急などの事務を行う。 ・ロンドンでは、ごみ処理などの事務を行う。
基礎自治体	<p>*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティは、地域交通、インフラ整備、上下水道、教育、福祉、雇用、文化、消防、救急など。 <p>*7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティは、概ね日本の市町村に近い基礎的自治体であり、その所管する事務の範囲は多岐に渉る。ランスタイングは地域的に複数のコミュニティを含むより広域的な自治体であり、所管する事務はコミュニティに比べて種類が少ない。コミュニティとランスタイングは、それぞれ所管する地域の広さと人口規模によって行政事務を分担している対等な関係の自治体であって、ランスタイングはコミュニティの上位団体ではない。 	<p>*9</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈地方圏ーカウンティとディストリクトの場合(二層制)〉 ・カウンティは、教育、社会福祉、道路等の事務を行う。 ・ディストリクトは住宅、ごみ収集、レジャー・レクリエーションなどの事務を行う。 〈首都ロンドンの場合〉 ・住民に対する行政サービスは、(GLAとともに)ロンドンの基礎自治体である32のロンドン区(London Boroughs)とシティ(City of London Corporation)が行っている。
事務の根拠	<p>*8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国の)議会と内閣は地方政府の事業について法的および経済的な枠組みを設定し、各分野についての目標と指針を示す。 ・コミュニティおよびランスタイングは、それに沿って一般的権限および特別法に基づくそれぞれの事務を実施することとなる。 ・1990年代後半から、レギオン実験が試みられている。この実験は、広域自治体としてのランスタイング(県)を廃止し、より広域のレギオン(Region)に再編しようという試みである。 	<p>*1, 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の機能については個別に議会制定法で授權されている。 ・2011年地域主義法(Localism Act 2011)の制定により、地方自治体は、個人が一般に行う如何なる事をも実行する権限を有するとして、「包括的権限(general power of competence)」が付与された。 *1 ・地方自治体には良き規律と統治及び迷惑の防止のための条例制定権があるが、条例は国務大臣又はウェールズ議会の承認がなければ効力を持たない。また、裁判所は条例の有効性が疑われるときには厳密な検証を行う。

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	連邦制国家・融合型/ Federal・Integrated	
	ドイツ/ Germany	スイス/ Switzerland
州	<p>*11 ・(州)教育、社会扶助、法的保護、警察、文化、産業振興などの内政一般。</p> <p>・連邦法の執行は、同法に特段の定めがないかぎり、州の固有の事務(連邦基本法83条)。</p>	<p>*13 ・(州)高等教育、病院とヘルスケア、教会、エネルギー産業、交付金、刑事制度など。</p>
広域自治体	<p>*11 〈郡〉 ・道路建設、公共交通、上下水道、教育(中学・高校)、社会扶助、文化行政、環境保護、警察・治安、廃棄物処理、消防・救急など。</p>	<p>*14 ・州によっては、州と市町村の間に複数の市町村にまたがる郡がある。ほとんどの州では単なる州の行政組織であり、法人格をもたない。郡の権限は州により様々である。郡は、市町村に対しては州の代表として、逆に州に対しては地域の利益の代弁者として、両者間の仲介役を果たす。</p>
基礎自治体連携	<p>*12 ・市町村連合は、市町村の事務のうち特定の事務を実施するために、州法により公的に認められた広域行政組織である。大きく分類して、市町村小連合、目的組合、広域連合の3つの形態が存在。ただし、これらが地方自治体であるかどうかは、各州の定める地方自治制度に左右される。即ち、市町村小連合や広域連合が地方自治体とされる州もあれば、そうでない州もある。目的組合は、地方自治体ではない。</p> <p>〈市町村小連合- engerer Gemeindeverband〉 ・郡よりも狭い区域内の市町村で構成し、構成市町村の財務会計と決算事務を処理するほか、個々の市町村の能力を超える公共事務の処理が広く委ねられる。</p> <p>〈目的組合- Zweckverband〉 ・事務を共同で処理した方が効率的な場合に組織されるもので、ごみ処理、上下水道、消防、学校運営、青少年保護などの事務が実施されている。市町村小連合や広域連合とは異なり、地方自治体ではない。</p> <p>〈広域連合(市町村大連合)- höhere Kommunalverbände〉 ・郡よりも広い地域の市町村で構成し、郡と郡独立市をも包含する広域の事務を処理する。</p>	<p>*14 ・州によっては、人口、財政、地形などの制約から、消防、教育、環境保護、エネルギー、地域開発など一つあるいは複数の分野の市町村の事務を共同で効率的に行うために、市町村間の広域行政組織がつけられている。一般に「zweckverband, syndicat, association, groupement」などと呼ばれる。州ごとに違いがあるものの、大まかには以下のことが言える。 広域行政組織への加入・脱退には、各市町村議会の承認が必要である。広域連合に委ねた事務に関して各市町村は財政面でのみ責任を負う。広域連合組織は、法人格、自治権を有し、定款に沿って、広域連合の議会およびそのほか目的に応じた委員会によって運営される。</p>
基礎自治体	<p>*11 ・交通、エネルギー供給、公共施設(市場・廃棄物処理)、教育(学校施設、青少年)、社会扶助、文化(劇場・博物館)、スポーツ。</p>	<p>*13 ・都市計画、公共交通、ガス・電気・水道供給、社会福祉、文化、税金、廃棄物処理など。</p>
事務の根拠	<p>*1 ・連邦の競合的立法について、連邦が立法管轄権を行使していないあいだ、及びその限度において立法権がある。</p> <p>・州に関連すると憲法に定められた領域において連邦が立法を行う際には、連邦参議院の同意が必要。</p> <p>・狩猟制度、自然保護・景観保全など6つの分野で州に連邦法の法規制から離脱することが一定の条件の下、州に認められることになった。</p>	<p>*14 ・連邦の権限は憲法により規定され、それ以外が州の権限。</p> <p>・ただし、連邦は可能な限り州に権限を委ねるという原則があり、連邦の権限のほとんどは連邦法で州に委ねられている。</p>

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	連邦制国家・融合型/ Federal・Integrated	
	ベルギー(全域)/ Belgium (overall)	ベルギー(フラーンデレン地方)/ Belgium (Flanders)
州	<p>*15 〈レジオン＝地域〉 ・地域開発、住宅政策、農村開発・自然保全、環境、農業・漁業、雇用、エネルギー政策、公共事業など。 ・2002年1月以降、コミューン・県・広域自治体連合への管轄権を有する。</p> <p>〈共同体〉 ・文化、教育、青少年保護、家族・保育政策、高齢者・障害者政策、言語の使用など。</p>	<p>*17 地理的には、「ブリュッセル首都地域」を別とすれば、「オランダ語共同体」と「フラーンデレン地域」は領域が一致する。</p> <p>フラーンデレン地域はその創設時からオランダ語共同体と一体の組織体制を採ることを想定しており、現に両者は共通の政府、共通の議会でそれぞれの権限を行使している。</p>
広域自治体	<p>*15 〈県〉 ・県は、区域内のコミューンの権限に関係し、また関係事項が連邦・共同体・レジオンの権限下でない限りその利害関係にある全ての分野に関与する。なお、レジオンが県の権限下に入る事項を決定する。</p> <p>*17 ・初等・中等・高等教育、観光振興、文化スポーツ振興など。</p>	
基礎自治体連携	<p>*17 ・広域コミューン組合 (intercommunales) のありかたについて、フラーンデレン地域政府とワロン地域政府の方針は異なっている。フラーンデレン地域は全コミューンに対して積極的な広域コミューン組合の設立、加盟を呼びかけている一方、ワロン地域では近年中にその数を半減させる方針を出している (cf. 財団法人自治体国際化協会「ベルギーの地方自治」2010年2月)。</p>	<p>*16 〈地域組合〉 ・スポーツ、教育、文化、図書館、財務など。</p> <p>〈事業組合〉 ・スポーツ、文化、埋蔵文化財調査、青少年政策、土壌管理など。</p> <p>〈サービス実施組合〉 ・廃棄物処理、上下水道、汚水処理、電気・ガス供給など。</p> <p>〈委任組合〉 ・廃棄物処理、上下水道、汚水処理、電気・ガス供給など。</p>
基礎自治体	<p>*15 ・コミューンは、県の権限や連邦・共同体・レジオンに配分された権限に関する限りコミューンに利害関係のあるすべての事項に関与する。</p> <p>*17 ・自治体警察、消防・救急、教育訓練、保健衛生、社会福祉、住宅政策、文化・レジャー・スポーツ事業、交通、経済振興など。</p>	
事務の根拠	<p>*15 ・連邦・共同体・レジオン間の管轄権分割は憲法と特別多数決によって成立した法律によって決定される。</p> <p>*17 ・コミューンや県は法律が特別に定めている場合を除き、それぞれの利害に関する事項を決定し遂行する。権限が明確に列挙されているわけではない。</p> <p>・コミューンの権限は住民生活に関すること全般に及んでおり、県は、主に単独コミューンでは行い難い分野、または非効率なものを権限分野として活動している。</p>	<p>・デクレによる (Gemeentedecreet van het Vlaams Gewest van 15 juli 2005, (B.S. 31 augustus 2005))。</p>

各国の地方政府の役割分担/ Local Authority Functions

区分	連邦制国家・分離型/ Federal・Separated	
	アメリカ/ U.S.A.	カナダ/ Canada
州	<p>*18 憲法上、連邦の権限として明記されたもの以外はすべて州の役割であり、その範囲は極めて広い。</p> <p>ただし、都市開発、道路、学校、保険(医療保険・社会保障など)、農業助成などは、連邦や基礎自治体と協同で行うことが多い。</p>	<p>*19 ・交通、高等教育、保険医療、福祉、産業、資源、環境など。</p>
広域自治体	<p>*18 〈伝統的には〉 ・道路の建設維持管理、固定資産評価、裁判、住民の出生死亡記録。</p> <p>〈今日では〉 ・空港の建設運営、病院の建設運営、医療保険、社会保障事業、ごみ処理、消防など。</p>	(該当なし)
基礎自治体連携	(調査中)	(該当なし)
基礎自治体	<p>*18 〈州によって異なるが、主なものとして〉 ・道路、住宅、上下水道の管理運営、教育、公共福祉、公衆安全、公衆衛生、警察、選挙、裁判所・刑務所の維持管理、住民記録(結婚・誕生・死亡などの記録)、ごみ収集処理、消防など。</p>	<p>*19 ・都市計画、道路、上下水道、文化、廃棄物処理、治安・消防など。</p>
事務の根拠	<p>*18 ・建国以来、連邦の権限は拡大傾向にあるが、憲法上連邦の権限が明記され、明記された権限以外のは州に属するという憲法上の原則は基本的に変更されていない。</p> <p>・地方自治体の創設の手続・種類・権限は州憲法により規定。</p>	<p>*19 ・政府間の権限配分が、憲法で明文で規定されており、新たな課題が発生した場合、もしくは権限配分を変更する場合、その都度憲法改正もしくは憲法的性格を有する法律の追加が行われている。</p>

注	「分離型」の国家とは、自治体の権限を定める授権法が制限列举方式であり、その結果として各層の政府の行政サービスが相互に分離された形で国民に提供されるという特徴を持つ国家（主にアングロ・サクソン系諸国）であり、「融合型」の国家とは、自治体の権限を定める授権法が概括授権方式または概括例示方式であり、各層の政府が相互に関連のある事務権限を執行するという特徴を有する国家（主に大陸系諸国）である（参照、西尾勝(2001)『行政学[新版]』、有斐閣）。
---	---

引用文献等

記号	文 献 等
*1	道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会(2008)『道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会報告書』財団法人自治総合センター。
*2	総務省(2008)『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(H20.7.1現在)』(http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/H20.7.1.pdf) (2012年1月16日最終アクセス)。
*3	財団法人日本都市センター(2009)「韓国の政府階層について—概況と事務配分状況—」『都市とガバナンス』第11号。
*4	総務省(2009)「諸外国の広域行政組織について(未定稿)」『第29次地方制度調査会第22回専門小委員会配付資料』(2009年2月17日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000020433.pdf) (2012年1月16日最終アクセス)。
*5	財団法人日本都市センター(2009)「オランダにおける政府階層と地方分権改革(上)」『都市とガバナンス』第11号。
*6	長坂寿久(2007)『オランダを知るための60章』明石書店。
*7	財団法人自治体国際化協会(2004)『スウェーデンの地方自治』。
*8	伊集守直(2008)「スウェーデンの政府階層—その基本的枠組みと近年のレギオン実験—」『都市とガバナンス』第10号。
*9	財団法人自治体国際化協会(2011)『英国の地方自治(概要版)—2011年改訂版—』。
*10	英国議会ホームページ(2012):“Localism Act 2010-12”(http://services.parliament.uk/bills/2010-11/localism.html) (2012年1月20日最終アクセス)。
*11	財団法人日本都市センター(2008)「ドイツの政府階層について—概況と事務配分状況—」『都市とガバナンス』第10号。
*12	財団法人自治体国際化協会(2011)『ドイツの地方自治(概要版)』。
*13	岡本三彦(2005)『現代スイスの都市と自治—チューリヒ市の都市政治を中心として—』早稲田大学出版部。
*14	財団法人自治体国際化協会(2006)『スイスの地方自治』。
*15	佐藤竺(2008)「ベルギーのリージョナリズム—連邦・共同体・リージョンの対等・併存—」『比較地方自治研究会調査研究報告書』財団法人自治体国際化協会。
*16	Bart De Peuter and Ellen Wayenberg (2007): “Belgium: Flemish Inter-Municipal Cooperation Under Refform” in Rudie Hulst and Andre van Montfort ed. <i>Inter-Municipal Cooperation in Europe</i> , Springer.
*17	財団法人自治体国際化協会(2002)『ベルギーの地方自治』、同(2010)『ベルギーの地方自治』。
*18	自治体国際化協会(1991)『米国の地方公共団体の種類と機能』CLAIR REPORT 第29号。
*19	池上岳彦(2006)「カナダにおける社会保障財政の政府間関係—医療財政を中心に—」『フィナンシャル・レビュー』9月号、財務省財務総合政策研究所。